

学校法人京都薬科大学 改訂コンプライアンス・ハンドブック

京都薬科大学トップの心構え

学校法人京都薬科大学のコンプライアンス・ハンドブックの改訂にあたり、我々が、一貫してコンプライアンスを大学運営の根幹に据え、活動に取り組んできたことの重要性を改めて認識しております。

コンプライアンスは、私たちが当初取り組んだときと比べ、社会情勢や大学を取り巻く環境の変化に伴って、その内容や範囲も大きく変化しております。

この変化に対応すべく、京都薬科大学のコンプライアンス・ハンドブックも常に見直しと点検を行わなければなりません。

今回のハンドブックでは、本学の職員、学生及び大学関係者の教育、研究又は就労若しくは修学における環境等を保護するために、京都薬科大学ハラスメントの防止措置等に関する規程を新しく設けました。また、今までは専らセクシャルハラスメント等の防止を取り上げていましたが、今回の規程では、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントによって、個人の尊厳又は人格を侵害する一切の言動について規制しました。全ての関係者に理解していただくため、「京都薬科大学ハラスメントの防止措置等に関する規程」全文を本ハンドブックの巻末に掲載しました。

これを機会に、京都薬科大学行動規範を遵守し、コンプライアンスに取り組み、社会からの期待と信頼に応えられる大学になれるよう全力を尽くそうではありませんか。

組織の精神はトップから生まれると言われます。理事長、学長は真摯に自らを律し、コンプライアンスを遵守することをここに宣言いたします。

重ねて申し上げますが、学校法人京都薬科大学は、職員が不当な差別、ハラスメントその他不公正な扱いを受けることのない公正な職場環境づくりに最善を尽くします。

職場は、プロとして働く場所であり、自宅やプライベートなクラブではありません。親しい中にも礼儀ありと言われるように、相手を尊重し礼節を重んじることを心掛け、何時も明るく活みなぎる風通しの良い職場づくりに全員が取り組みましょう。

これを実現するための基本はコンプライアンスの遵守であります。

役員及び職員各位におかれましても、コンプライアンス・ハンドブックの内容をよく理解され、日々の行動で実践されることを要請いたします。

学校法人 京都薬科大学理事長

京都薬科大学学長

建学の精神・・・「愛学躬行」

「愛学躬行」という言葉は、ラテン語の‘Philosophia et Praktikos’を翻訳したもので、Philosophia は「愛知」や「哲学」を意味する。Praktikos は「実践」や「躬行」を意味する。躬行という言葉は「言ったことを自ら実際におこなうこと」で有言実行に近い。

本学の理念

本学は高度の教育及び学術研究機関として、薬学の教育及び研究を推進することにより、国民の健康を支える医療人として、生命の尊厳を基盤とし、人類の健康と福祉に貢献することを理念とする。

京都薬科大学行動規範

本学が、教育・研究機関として今後も発展していくためには、社会をはじめとした全ての学校関係者から信頼を得ることが、何よりも重要であります。

本学の役員及び職員は、社会的な法規範をはじめ、教育・研究活動に関する法令を遵守すると共に、社会人としての倫理や良識をもって公正、公平に仕事を行い、社会からの信頼に応えられる大学を目指し全力を尽くします。

・ 学生の皆様との信頼確保のため

役員及び職員は、本学の理念を実現するため、先頭に立ちリーダーシップを発揮します。私たち役員及び職員は学生の皆様に尊重し、真摯に教育・研究活動に取り組み、また、学生の皆様の相談・申し出に対し、誠実に対応します。学生の皆様の個人情報、細心の注意を払い、厳正に管理いたします

・ 役員及び職員としての信頼確保を得るため

本学は、個々の役員及び職員の人格や個性を尊重すると共に、法令を遵守し各自の人権を傷つけるような言動は行わない。役員及び職員に関する全ての個人情報は細心の注意をもって厳正に管理します。

・ 社会からの信頼確保のために

本学は教育基本法等の関係法令を遵守し、積極的な情報の公開や広報活動を展開し、社会からの本学に対する理解や信頼の確保に努めます。また、教育・研究活動において、環境保全を徹底すると共に、環境関連法令を遵守し環境負荷の抑制に努めます。本学の役員及び職員は、いかなる状況においても差別的で個人の尊厳を傷つける様な表現や言動は行いません。

・ 本学の取引先との信頼関係を確保するため

国や公的な関係機関とは、健全で公平正大な関係を保ちます。本学の取引先との関係は、全て透明で公正な選定を行い、法令を遵守し質的に高い内容で安全確実な取引を行います。

I 京都薬科大学におけるコンプライアンスとは？

コンプライアンスとは、一般的には「法令遵守」と訳されます。

その意味するところは、単に法律や規則を守るというだけでなく、学校法人京都薬科大学「役員及び職員」が日常業務を遂行する中で、憲法の理念を念頭に置き、本学が定めた寄附行為、各種規則、規程等を遵守し、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることです。

1 ハンドブックの対象は？

このハンドブックには、京都薬科大学の役員、職員及び特別契約職員等のための行動規範が書かれています。

(役員とは、理事、監事を示し、職員とは、教育職員、事務職員を示しております。特別契約職員等とは、契約教員、非常勤講師、TA, RA, PD, 臨時職員、派遣社員等、京都薬科大学と雇用関係にある全ての人を示します。)

2 コンプライアンスの理解と実践 (ハンドブックの活用)

コンプライアンスは通例「法令遵守」と訳されるせいか、「お堅いもの」「煩わしいもの」などというイメージを持つ人が多いようです。

そこで、皆さんにコンプライアンスの大切さを改めて理解・認識していただき、それを実践していただく際に、役立てていただければとの願いからハンドブックを作成しました。

なお、このハンドブックに記載されているガイドラインは、日々の業務でどこの部局、どの職種にも共通してくる関係法令、学内規則、規程を中心としてつくっています。

このような規則、規程は当たり前空気のようになっていることが多く、知らぬ間に「うっかり忘れがち」だからです。

皆さんが行動をおこすときには、コンプライアンス上問題がないか、まずは自分で確認してください。

3 コンプライアンス・チェック (社会良識との乖離を防ぐために)

本学の常識が社会の良識とかけ離れていると、不祥事が発生し社会問題に発展しかねません。役員及び教職員の皆さんは、あなたが行動するときは、いつも次のことを自問し、コンプライアンスに留意して、社会の良識とかけ離れないように努めてください。判断に迷うときはコンプライアンス相談窓口または、各部局等の「コンプライアンス推進責任者」に相談してください。

あなたの行動は、

- ・法律に違反していませんか？
- ・本学の理念・寄附行為、規則、規程に違反していませんか？
- ・社会良識や倫理に違反していませんか？
- ・事実を隠していませんか？
- ・見つからなければ大丈夫と思いませんか？
- ・公明正大・透明に行っていますか？
- ・適時適切に社会の要請に応じていますか？
- ・家族に胸を張って話せますか？
- ・第三者としてニュースで見たらどう思いますか？

II コンプライアンス推進体制の確立

理事長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、本学の役員及び職員がコンプライアンスを確実に実践することを推進いたします。

- ・コンプライアンス委員会は、以下の施策を検討・実施します。
- ・行動規範、コンプライアンス・ガイドラインの策定、見直し
- ・コンプライアンスに関する教育・研修の実施
- ・コンプライアンスに抵触する事案の対応及び再発防止策の検討
- ・学内諸規則の遵守に向けた周知徹底のための PR、啓発資料の作成・配布

III コンプライアンス相談窓口の設置

コンプライアンス上自分一人で判断に迷ったとき。
コンプライアンス上問題がある行為を知った場合。

このような時には、相談窓口をご利用ください。

相談窓口の利用対象者は、本学の役員、職員等、および学生とします。

相談者の氏名や内容などは、秘密保持の観点から限られた関係者以外には開示いたしません。コンプライアンス相談窓口への相談や通報をすることによって、相談者が大学から不利に扱われることはありません。

また特定の人から嫌がらせを受けたり、圧力を掛けられたりするようなことは断固として許しません。万一、そのようなことが行われた場合本学は厳正に対処いたします。

相 談 窓 口

コンプライアンスに関するもの

ハラスメントに関するもの

研究費不正使用防止に関するもの (研究費不正使用等防止対策室)

[学内の相談窓口]

TEL : 075-595-4603

FAX : 075-595-4780

e-mail : kpu-iken@mb.kyoto-phu.ac.jp
(土、日、祝日は、業務していません。)

[外部の相談窓口]

弁護士 飯島 敬子
TEL : 06-6312-0111 FAX : 06-6362-5602
e-mail : lawpeace@maple.ocn.ne.jp
(土、日、祝日は、業務していません。)

IV 京都薬科大学コンプライアンス・ガイドライン

このガイドラインは、コンプライアンスの推進をはかるため、「京都薬科大学行動規範」に関する具体的事項を定め、もって本学に対する社会からの信頼を確保する事を目的とする。

総 則

本学における「コンプライアンス」は、「役員及び職員が法律、その他現行の法令に基づいて職務を遂行することを基本に、日常業務の中で公平公正な職務の遂行について正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づき社会人として良識ある行動をとること。」とする。

1. コンプライアンスの推進をはかるために

(役員及び職員の遵守事項)

- 1) 役員及び職員は、このガイドラインに定められた事項を遵守する。
- 2) 役員及び職員は、教育・研究活動に関する全ての法令及び本学の諸規則、規程等を遵守すると共に、社会規範を尊重し、高い倫理観に基づき、社会人としての良識に従って行動する。

(コンプライアンス推進体制)

- 3) 本学の役員及び職員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・推進する組織として、理事長直轄のコンプライアンス委員会を設置する。
- 4) コンプライアンス委員会は、以下の施策を検討・実施する。
 - ・行動規範、コンプライアンス・ガイドラインの策定、見直し
 - ・コンプライアンスに関する教育・研修の実施
 - ・コンプライアンスに抵触する事案への対応及び再発防止策の検討
 - ・学内諸規則の遵守に向けた周知、啓発活動
 - ・コンプライアンスに関する啓発資料の作成・配布
- 5) 各部局におけるコンプライアンスの推進をはかるために、コンプライアンス推進責任者を置く。コンプライアンス推進責任者は、部局等の長とする。

(コンプライアンス相談窓口)

- 6) コンプライアンスに反する事案が判明した場合は、コンプライアンス相談窓口へ相談・通報する。

(コンプライアンス相談窓口への相談・通報)

- 7) 相談・通報は実名とするが、相談者の秘密を厳守する。

- 8) コンプライアンス相談窓口への相談・通報行為を理由に相談者に不利益を受けることがないように、コンプライアンス委員会は保証する。
- 9) コンプライアンス相談窓口に相談・通報を行ったことにより、不利益な処遇を受けたときは、コンプライアンス委員会に相談・通報すること。
- 10) 相談・通報者が希望する場合は、コンプライアンス委員会が相談・通報を受けた事項の処理内容を相談・通報者にフィードバックする。

(問題への対応)

- 11) コンプライアンス上問題がある事態が発生した場合の対応は、以下のとおりとする。
 - ・コンプライアンス相談受付管理者が、コンプライアンス上問題がある事態を認知したときは、直ちにコンプライアンス委員会に報告する。
 - ・コンプライアンス委員会は、調査するなどして真相究明を行うとともに、コンプライアンス委員会として、再発防止策を含む対応について理事長に提言を行う。

2. 学生の皆様との信頼関係を確保するために

- 1) 学生の皆様の意見を尊重し、学生の皆様の能力開発、並びに人間性・倫理性の涵養に努める。
- 2) 役員及び職員全員が本学の理念に沿ったリーダーシップを発揮し、学生の皆様の進路選択をサポートする。
- 3) 役員及び職員は、知の創造に努め、学生の皆様とともに真理の探究をしていくことにより学生の皆様の満足度の向上を目指す。
- 4) 役員及び職員は、学生の皆様からの相談・申出等に対し、常に公正かつ誠実な態度で接し、迅速かつ的確に対応する。
- 5) 役員及び職員は、学生の皆様の個人情報を取得する場合は、利用目的を具体的に明示して収集し、利用目的の範囲内で利用する。また、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の防止等に細心の注意をもって厳正に管理する。

3. 役員及び職員相互の信頼関係を確保するために

- 1) 役員及び職員は、就業規則を十分理解し、就業規則に定められた禁止条項や、就業規則の精神に反するような不誠実な行為は行わない。
- 2) 役員及び職員は、安全・衛生に関する法令や本学規則、規定等を遵守し、健全で働きやすい職場環境を維持する。
- 3) 役員及び職員は、各自の人権を尊重し、差別や性的嫌がらせにつながるような言動や、個人の尊厳を傷つけるような言動は行わない。
- 4) 役員及び職員は、個人情報を収集する場合は、利用目的を具体的に明示して収集し、利用目的の範囲内で利用する。また、個人情報の紛失、破壊、改ざん等の防止等に細心の注意をもって厳正に管理する。

4. 社会からの信頼を確保するために

- 1) 本学は、教育基本法並びに学校教育法をはじめとする関係法令を遵守し、許認可取得、届出及び報告等の手続木を適時的確に実施する。
- 2) 本学は、積極的な情報公開と広報活動を通じて、本学に対する理解と信頼の確保に努める。
- 3) 本学は、全ての教育・研究活動に当たって、環境保全を重視するとともに、環境に関する法令及び本学の規則、規程等を遵守し、環境負荷の抑制に努める。
- 4) 本学は、いかなる状況においても人権を尊重し、差別に結びついたり、個人の尊厳を傷つけたりするような表現や言動を行わない。
- 5) 本学は、常に社会的な視点から自らの行動をチェックし、社会から批判を受けるような行動を行わない。

5. 取引先との信頼関係を確保するために

- 1) 本学は、公正かつ自由な取引を確保し、優越的地位の乱用など、法令その他就業規則等の違反となるような行為は行わない。
- 2) 取引に当たっては、全ての取引先が、本学と対等の立場にある良きパートナーであることを十分認識して、公正かつ誠実に対応する。
- 3) 本学と取引先との間での接待や贈答品の授受は、一般的なビジネス慣習や社会的常識の範囲内とする。
- 4) 本学は、契約の締結等により知り得た取引先の機密情報について、漏洩等のないよう、細心の注意をもって厳正に管理する。

V 学校法人京都薬科大学コンプライアンス推進規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人京都薬科大学(以下「本学」という。)におけるコンプライアンスの推進を図るために必要な事項を定め、もって本学の社会的信頼の維持及び業務運営の公平・公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス： 本学又は職員等が本学の業務遂行において法令及び規則・規程等を遵守し、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることをいう。
- (2) 職員等： 法人の役員及び本学就業規則第3条の職員及び特別契約職員規程第2条の職員をいう。
- (3) コンプライアンス通報： 違法行為等の発生又はそのおそれを第9条に規定する相談窓口に通報することをいう。

(職員等の責務)

第3条 職員等は、本学におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス推進責任者の責務)

第4条 本学の業務において事務分掌規則に定める組織の管理、監督又は指導する立場にある者をコンプライアンス推進責任者とする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理、監督又は指導する組織において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第5条 本学におけるコンプライアンス体制の確立を図り、公平公正な職務の遂行を確保するため、理事長の直轄機関としてコンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、以下の業務を行う。

- (1) コンプライアンスの推進に関する基本方針の策定
- (2) 第12条に規定するコンプライアンス通報の処理
- (3) その他コンプライアンス推進の実施に関する事項

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事・・・・・・・・・・1名
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 専門科目担当教員・・・・・・・・若干名
- (6) 法律の専門家・・・・・・・・1名
- 2 委員会の委員長は学長をもって充てる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第 8 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。

3 委員会に関する庶務は、事務局庶務課が行う。

(相談窓口)

第 9 条 本学に、コンプライアンスの推進のために、職員等からのコンプライアンス通報の対応を行う相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口に、コンプライアンス通報等の適切な管理のため、相談受付管理者を置く。

3 相談受付管理者は、コンプライアンス通報に係る事前又は事後の相談に応じることができる。

(コンプライアンス通報)

第 10 条 職員等は、次の各号のいずれかに該当する可能性があると思慮するときは、前条第 1 項に規定する相談窓口に、コンプライアンス通報することができる。

(1) 法令及び本学の規則・規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為

(2) 前号に掲げるもののほか、本学の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わせるおそれのある行為

(相談受付管理者の事務手続き)

第 11 条 相談受付管理者は、前条に規定するコンプライアンス通報を受けたときは、委員長へ報告する。

2 相談受け受け管理者は、個人情報等につき通報者の同意を得る必要がある。

(調査)

第 12 条 委員会は、前条によりコンプライアンス通報を受けた場合は、当該コンプライアンス通報の内容の真否等について速やかに調査するものとする。

2 委員会は、前項の調査を行う場合にあっては、関係者に対し必要な資料の提出を求め、若しくは説明又は意見を聴くことができる。

3 職員等は、調査に対しては、正当な理由がない限り応じなければならない。

(理事長への報告)

第 13 条 委員会は、前条の調査の結果を理事長に報告するものとする。

2 委員長は、前項の報告を行う際は、委員会における協議内容及びその決定事項とその理由を明らかにして行うものとする。

(コンプライアンス通報に係わる措置)

第 14 条 理事長は、前条第 1 項に規定する委員会の報告を受けたときは、当該報告におけるコンプライアンス通報の内容の真否及び重要性の程度に応じて、当該コンプライアンス通報の事実に係る違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、事実に関し改めて調査等を行い、違法行為等が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者に対し、本学規則・規程等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講じるものとする。

3 理事長は、前項の措置を講じる場合は、委員会の意見を聞かなければならない。

(コンプライアンス通報を行った者の保護)

第 15 条 通報者は、当該コンプライアンス通報を行ったことを理由として、人事、給与及び勤務条件等に関し、不利益な取扱いを受けない。

2 通報者は、コンプライアンス通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたと

きは、委員会に申し立てることができる。

(通知)

第 16 条 委員会は、通報者に対して、コンプライアンス通報の受領、調査結果及び是正結果について、コンプライアンス通報において違法行為等に関わっているとされる者のプライバシーに配慮しながら、遅滞なく通知しなければならない。

(秘密保持義務)

第 17 条 委員会委員及び相談受付管理者その他コンプライアンス通報に関与した者は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、コンプライアンスの推進を図るために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

VI 京都薬科大学ハラスメントの防止措置等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、京都薬科大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置等（以下「ハラスメントの防止措置等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学の職員、学生及び大学関係者の教育、研究又は就労若しくは修学における環境等を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

職員、学生及び大学関係者が他の職員、学生及び大学関係者を不快にさせる性的な言動をいう

(2) アカデミック・ハラスメント

教育職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教育職員又は学生に対して行う研究若しくは教育上又は修学上の不適切な言動をいう

(3) パワー・ハラスメント

職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の職員及び学生に対して行う就労上又は修学上の不適切な言動をいう

(4) ハラスメント

前3号に掲げる言動及びこれに類するものであって、個人の尊厳又は人格を侵害する一切の言動をいう

(5) ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため職員の就労上若しくは学生の修学上の環境が害されること又はハラスメントへの対応に起因して職員が就労上若しくは学生が修学上の不利益を受けることをいう。不利益には、昇任、配置換等の任用上の取扱、昇格、昇給等の給与上の取扱等に関する不利益、進学、進級、成績評価及び教育研究上の指導を受ける際の取扱いにおける不利益並びに誹謗中傷を受けること、その他事実上の不利益を含む

(6) 学内等

本学の校内のみならず、本学の活動が行われるすべての場所をいい、就業時間及び授業時間にとどまらず、実質的に本学の活動の延長とみなされる時間を含む

(7) 職員

教育職員、事務職員、特別契約職員及び法人役員をいう

(8) 学生

学部生、大学院生、研究生等本学において修学する者をいう

(9) 大学関係者

人材派遣労働者、学生の保護者及び取引業者等の職務上の関係を有する者をいう

(ハラスメントの禁止及び処分)

第3条 職員及び学生は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為

であり、いかなる形であってもハラスメントを行ってはならない。

- 2 職員及び学生が、ハラスメントに該当する行為を行った場合、懲戒処分を受けることがある。
- 3 前項の懲戒処分は、それぞれを所管する規程に従って行うものとする。法人役員については、寄附行為の規定に従って処分を行うものとする。

(理事長及び学長の責務)

第4条 理事長は、職員及び学生に対し、学内等においてハラスメントの防止措置等に関し総括する。

- 2 学長は、理事長の指示に従い、前項に規定するハラスメントの防止措置等を実施するため、パンフレットの配布、ポスター掲示等により啓発活動を行うとともに、必要な研修を実施するものとする。

(監督者の責務)

第5条 職員及び学生を監督する地位にある者並びに職員及び学生を事実上監督していると認められる地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) ハラスメントに関し、職員及び学生の注意を喚起し、認識を深めさせること
- (2) 職員及び学生の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること

(相談窓口及び相談員)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、相談窓口を設ける。また、外部に相談窓口を置く場合、委託することができる。

- 2 苦情相談を行いやすくするため、相談窓口のほか学内に必要な相談員を置く。
- 3 前項の相談員は、理事長が任命する。

(苦情相談)

第7条 苦情相談にはハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次の各号に掲げる事項も含むものとする。

- (1) 他の者がハラスメントされているのを見て不快及び不適切に感じる者からの苦情の申出
 - (2) 他の者からハラスメントをしている旨の指摘を受けた者からの相談
 - (3) 部下等からハラスメントに関する相談を受けた監督者からの相談
- 2 苦情相談には複数の相談員で対応するとともに、苦情相談を行う者と同性の相談員が相談を受ける体制を整備するものとする。

(ハラスメント委員会)

第8条 前条のほか、ハラスメントに関する苦情を審議し公正な処理及び防止対策のために、ハラスメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、苦情相談を受けた相談窓口又は相談員が委員会で処理することが適当であると判断した場合、又は苦情相談を行った者（以下「相談者」という。）が委員会での処理を求めたとき、若しくは加害者とされる者が委員会での処理を求めたときは、当該事案を審議し、公正に処理しなければならない。
- 3 委員会は、学長を委員長とし、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
 - (2) 事務局長
 - (3) 学長が指名する職員若干名
- 4 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 事案発生の原因調査
 - (2) 再発防止策の策定
 - (3) 再発防止策の実行に向けての指導及び監督
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会において必要と認められた事項
- 5 委員会は、必要に応じて相談者、相談員及びその他関係者等から事情を聴くことができる。
(相談員等の責務)

第9条 相談窓口、相談員及び委員会（以下「相談員等」という。）は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。

- 2 相談員等は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
(不利益取扱いの禁止)

第10条 監督者その他の職員は、ハラスメントに対する苦情相談、苦情相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員、学生に対し、そのことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第11条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し、必要な事項は委員会の議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

Ⅶ 研究活動に係る不正防止に関する規程

(趣旨)

第1条 京都薬科大学（以下「本学」という。）は、本学において研究活動に関わるすべての者が、研究活動の不正行為及び研究費の不正な使用を防止することで、社会的責任を果たし、研究の信頼性、公正性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的として、本規程を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、研究活動を行う本学の教育職員又は本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行うすべての者をいう。

2 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

- (1) 試資料等の捏造 研究者等が調査や実験等を行わなかった、又は調査や実験を行ったが試資料等を取得できなかったにもかかわらず、試資料等を作成すること
- (2) 試資料等の改ざん 研究者等が行った調査や実験などを通じて得た試資料等を、根拠なく修正又は削除すること
- (3) 作為的な行為によって恣意的に取得した試資料等の利用 計測・実験機材を操作するなどにより、正当な作業では得られないデータを取得し、又は調査方法を恣意的に決定して都合の良いデータを取得すること
- (4) 著作権の侵害 出典を明示又は明確にしないで、他人の作成したデータや文書を引用し、又は要約を作成すること及びその他他人が発表した試資料等を盗用すること
- (5) 試資料の不正取得及び利用 不正な手段によって外部に持ち出された試資料等を取得又は利用すること
- (6) その他の不正行為 前各号に掲げるもののほか、不正な手段により試資料等を取得、公表もしくは伝達すること

3 この規程において「研究費」とは、本学が研究者等に配当する研究費及び研究者等が学外から獲得した研究費をいう。

4 この規程において「公的研究費」とは、次に規定するものをいう。

- (1) 科学研究費補助金及びその他の競争的研究資金
- (2) 私立大学学術研究高度化推進事業における学術研究高度化推進経費
- (3) 前2号に規定するもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費

5 この規程において「研究費の不正な使用」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

- (1) 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること
- (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品・飲食費等を本学に支払わせること
- (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせること
- (4) 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等を本学に支払わせること
- (5) 法令、本学の規約又は当該研究費の使用に係る指針等（以下「法令等」という。）に定

められた用途以外の用途に使用すること

(不正行為の禁止)

第3条 研究者等は、不正行為の防止に努めるとともに、研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用を行ってはならない。

(研究費の取扱いに係る本学の対応)

第4条 本学は、研究費を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するとき又は支出した後に、当該支出が適正であるかを確認するものとする。

2 研究費に係る経理処理は、経理管理責任者及び当該研究者等が責任をもって行うものとし、その手続きは、本学の経理規則、経理規則施行細則、経理業務の専決取扱要綱、科学研究費補助金等取扱要領及びその他の会計に関する手続に基づくものとする。

3 本学は、研究費の獲得又は執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類その他研究費に係る文書を文書取扱規程に定める期間保管しなければならない。

(誓約書の提出)

第5条 本学において公的研究費の研究課題に参加する全ての研究者等は、公的研究費を獲得し、その交付に係る契約を締結するとき及び交付申請を行うときは、学長に確認書(別表1)又は誓約書(別表2)を提出しなければならない。

2 本学の教育職員が、本学以外の研究機関等において公的研究費の研究課題の研究分担者となる場合は、学長に確認書(別表1)又は誓約書(別表2)を提出しなければならない。

(研究費不正使用防止委員会の設置)

第6条 本学は、研究費の不正な使用を防止するため、京都薬科大学研究費不正使用防止委員会(以下「不正使用防止委員会」という。)を設置する。

2 不正使用防止委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研究費の適正な執行管理の指導
- (2) 不適切な疑いのある行為に対する調査及びその処理
- (3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定
- (4) 不正防止計画の推進
- (5) その他必要と認められる事業

3 不正使用防止委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事(職員を除く) 1名
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 専門科目担当教員 若干名
- (6) 法律の専門家 1名

4 不正使用防止委員会の委員長は学長をもって充てる。

5 不正使用防止委員会が必要と認めたときは、関係資料の提出等の協力を求め、意見を聞くことができる。

第7条 不正使用防止委員会は、調査の結果及びその処理等に関し、すみやかに理事長又は学長に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めのないもののほか、必要事項については別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。

VIII 規則・規程等

- ・ 寄附行為
- ・ 学則
- ・ 大学院学則
- ・ 就業規則
- ・ 個人情報保護規程
- ・ 遺伝子組換え実験管理規則
- ・ 科学研究費補助金等取扱要領
- ・ 研究助成寄付金取扱規程
- ・ 研究費取扱要綱
- ・ 委託研究費取扱要領
- ・ 環境対策委員会設置規程
- ・ 倫理委員会規程

内容及びその他の規則については例規集（庶務課HP）を参照してください。